

茨城県土地改良工事共通仕様書

茨城県土地改良工事共通仕様書を次のように改訂し、平成17年 4月 1日より適用する。

追記

上記に伴い、平成15年12月26日付農計1991号による茨城県土地改良工事共通仕様書は、平成17年 3月31日をもって廃止する。

一部改訂 平成17年 7月27日 (農計第1112号) (平成17年9月1日適用)

一部改訂 平成18年 8月 4日 (農計第 623号) (平成18年9月1日適用)

一部改訂 平成19年 5月28日 (農計第 345号) (平成19年6月1日適用)

一部改訂 平成21年 3月30日 (農計第 1566号) (平成21年4月1日適用)

茨城県土地改良工事共通仕様書主な改正内容

1. 手すり先行工法の義務化

2段手すりと幅木機能がある手すり先行工法による足場の採用を義務化した。

同工法による安全性の向上が確認され、足場の供給体制が整ったことから共通仕様書に記載

2. 環境対策（排出ガス対策型建設機械）の普及促進

「特定特殊自動車排出ガスの規制に関する法律」及び「第3次排出ガス規制（国交省）」の施行を受け、排出ガス対策型機械の普及促進を更に図るために共通仕様書に記載

3. その他

1) J I S（日本工業規格）の改正

2) 協会規格（日本水道規格 J W W A, 日本水道鋼管協会 W S P）の改正

茨城県土地改良工事共通仕様書 新旧対照表

改正後	現行
第1編 共通編	第1編 共通編
第1章 総則	第1章 総則
第1節 総則	第1節 総則
1-1-1 適用	1-1-1 適用
1. ~ 6.	1. ~ 6.
7. JIS規格や各種協会規格については、本仕様書によるものとするが、これら規格が改正した場合は、改正後の基準とする。	[略]
1-1-2 用語の定義	1-1-2 用語の定義
1-1-2.5 監督職員による検査及び立会等	監督職員による検査及び立会等
1-1-2.6 数量の算出及び出来形図	数量の算出及び出来形図
1. [略]	[略]
2. [略]	[略]
3. [略]	[略]
1-1-2.7 工事完成検査	工事完成検査
1-1-3.6 事故報告書	事故報告書
1-1-3.7 環境対策	環境対策
1. ~ 3.	1. ~ 3.
請負者は、工事の施工にあたり建設機械を使用する場合は、「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3年10月8日付け建設省建設機械第249号、最終改正平成14年4月1日付け国総施第225号）」、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程（平成18年3月17日付け国土交通省告示第348号）」もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領（平成18年3月17日付け国総施第215号）」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用するものとする。なお、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成17年法律第61号）」に基づく技術基準に適合するものとして選出された特定特殊自動車を使用する場合はこの限りではない。排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業、あるいはこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用することで、排出ガス対策型建設機械と見なす。ただし、これにより排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合は、施工現場において使用する建設機械の写真撮影を行い監督員に提出しなければならない。	[略]

新旧対照表

改正後	現行
<p>1-1-38 文化財の保護 [略]</p> <p>1-1-39 交通安全整理 [略]</p> <p>1-1-40 諸法例、諸法規の遵守 1. 請負者は、当該工事に関する諸法令及び諸法規を遵守し、工事の円滑な推移を図るとともに、諸法令、諸法規の運用は、請負者の責任において行わなければならない。 なお、主な法令、法規は以下に示すとおりである。</p> <p>(1) ~ (52) [略]</p> <p>2. ~ 3. [略]</p> <p>1-1-41 官公庁への手続き等 [略]</p> <p>1-1-50 暴力団等 [略]</p>	<p>1-1-38 文化財の保護 [略]</p> <p>1-1-39 交通安全整理 [略]</p> <p>1-1-40 諸法例、諸法規の遵守 1. 請負者は、当該工事に関する諸法令及び諸法規を遵守し、工事の円滑な推移を図るとともに、諸法令、諸法規の運用は、請負者の責任において行わなければならない。 なお、主な法令、法規は以下に示すとおりである。</p> <p>(1) ~ (52) [略]</p> <p>2. ~ 3. [略]</p> <p>1-1-41 官公庁への手続き等 [略]</p> <p>1-1-50 暴力団等 [略]</p>

新旧対照表

改正後		現行	
第2章 材料		第2章 材料	
第1節 一般事項	[略]	第1節 一般事項	[略]
第3節 石材及び骨材	[略]	第3節 石材及び骨材	[略]
第5節 鋼材		第5節 鋼材	
2-5-1 一般事項	[略]	2-5-1 一般事項	[略]
2-5-1-1 鋼材		2-5-1-1 鋼材	
1. ~ 3.		1. ~ 3.	
4. 鋼管		4. 鋼管	
(1) JIS G 3443-1	水輸送用塗覆装鋼管-第1部: 直管	(1) JIS G 3443	水輸送用塗覆装鋼管
(2) JIS G 3443-2	水輸送用塗覆装鋼管-第2部: 異形管	(2) JIS G 3444	一般構造用炭素鋼鋼管
(3) JIS G 3444	(機械構造用炭素鋼鋼管)	(3) JIS G 3445	機械構造用炭素鋼鋼管の異形管
(4) JIS G 3445	(機械構造用炭素鋼鋼管)	(4) JIS G 3451	水輸送用塗覆装鋼管
(5) JIS G 3452	(配管用炭素鋼管)	(5) JIS G 3452	配管用炭素鋼鋼管
(6) JIS G 3454	(配管用炭素鋼鋼管)	(6) JIS G 3454	配管用炭素鋼鋼管
(7) JIS G 3455	(高圧配管用炭素鋼鋼管)	(7) JIS G 3455	高圧配管用炭素鋼鋼管
(8) JIS G 3457	(配管用アーク溶接炭素鋼鋼管)	(8) JIS G 3457	配管用アーク溶接炭素鋼鋼管
(9) JIS G 3459	(配管用ステンレス鋼管)	(9) JIS G 3459	配管用ステンレス鋼管
(10) JIS G 3466	(一般構造用角形鋼管)	(10) JIS G 3466	一般構造用角形鋼管
(11) WSP A-101-2005	(農業用プラスチック被覆鋼管)	(11) WSP A101-2005	農業用プラスチック被覆鋼管
5.	[略]	5.	[略]
6.	[略]	6.	[略]
2-5-3 溶接材料	[略]	2-5-3 溶接材料	[略]
2-5-7 ガードレール等	[略]	2-5-7 ガードレール等	[略]
第6節 セメント及びセメント混和材料	[略]	第6節 セメント及びセメント混和材料	[略]
第11節 目地及び止水材料	[略]	第11節 目地及び止水材料	[略]

記号 STW
記号 STK
記号 STKM
記号 F
記号 SGP
記号 STPG
記号 STS
記号 STPY
記号 SUS-TP
記号 STKR
記号 STW

新旧対照表

現行

改正後

第12節 塗料 [略]
 2-12-1 一般事項 [略]
 2-12-2 区画線 [略]
 2-12-3 鋼管塗装
 鋼管の塗装仕様は、次の規格に適合したものととする。
 1. 直管、異形管部
 内面 JWWA K 135-2004 (水用枕状エポキシ樹脂塗料塗装方法)
 外面 WSP 047-92 (水用プラスチック被覆鋼管)
 WSP A-101-2002 (農業用プラスチック被覆鋼管)
 2. [略]
 2-12-4 ダクタイル鉄管塗装 [略]

第12節 塗料 [略]
 2-12-1 一般事項 [略]
 2-12-2 区画線 [略]
 2-12-3 鋼管塗装
 鋼管の塗装仕様は、次の規格に適合したものととする。
 1. 直管、異形管部
 内面 JIS G 3443-4 (水輸送用塗覆装鋼管-第4部:内面エポキシ樹脂塗装)
 外面 JIS G 3443-3 (水輸送用塗覆装鋼管-第3部:外面プラスチック被覆)
 WSP A-101-2005 (農業用プラスチック被覆鋼管)
 2. [略]
 2-12-4 ダクタイル鉄管塗装 [略]

新旧対照表

改正後	現行
第3章 施工共通事項	第3章 施工共通事項
第1節 適用	第1節 適用
第13節 地盤改良工	第13節 地盤改良工
第14節 防食対策工	第14節 防食対策工
3-14-1 一般事項	3-14-1 一般事項
3-14-2 防食対策工	3-14-2 防食対策工
1. コンクリート構造物より10mm以内における埋設鋼管の現場溶接部の外面塗覆装は、水道用塗覆装鋼管ジョイントコート (WSP 012-92) 又は、水輸送用塗覆装鋼管-第3部：外面プラスチック被覆 (JIS G 3443-3) によるものとする。	1. コンクリート構造物より10mm以内における埋設鋼管の現場溶接部の外面塗覆装は、水道用塗覆装鋼管ジョイントコート (WSP 012-92) 又は、水輸送用塗覆装鋼管-第3部：外面塗覆装方法 (JIS G 3491) によるものとする。
2. [略]	2. [略]
3. ~ 6. [略]	3. ~ 6. [略]
第15節 耕地復旧工	第15節 耕地復旧工
第19節 構造物撤去工	第19節 構造物撤去工
第20節 仮設工	第20節 仮設工
3-20-1 一般事項	3-20-1 一般事項
3-20-8 橋梁仮設工	3-20-8 橋梁仮設工
3-20-9 防塵対策工	3-20-9 防塵対策工
3-20-10 足場工 請負者は、足場の施工にあたり、枠組み足場を設置する場合は「手すり先行工法に関するガイドライン (厚生労働省 平成15年4月)」によるものとし、手すり先行工法を採用した足場に、二段手すり及び幅木の機能を有するものを原則とする。	3-20-10 足場工 コンクリート構造物より10mm以内における埋設鋼管の現場溶接部の外面塗覆装は、水道用塗覆装鋼管ジョイントコート (WSP 012-92) 又は、水輸送用塗覆装鋼管-第3部：外面塗覆装方法 (JIS G 3491) によるものとする。
第21節 共通仮設費	第21節 共通仮設費

新旧対照表

改正後	現行
<p>第2編 工事別編</p> <p>第1章 ほ場整備工事 [略]</p> <p>第3章 農道工事 [略]</p> <p>第4章 水路工事 [略]</p> <p>第5章 河川及び排水路工事 [略]</p> <p>第6章 管水路工事 [略]</p> <p>第1節 適用</p> <p>第2節 一般事項</p> <p>6-2-1 適用すべき諸基準</p> <p>担当者は、設計図書において特に定めない事項について、次の基準類によらなければならぬ。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員に確認を求めなければならない。</p>	<p>第2編 工事別編</p> <p>第1章 ほ場整備工事 [略]</p> <p>第3章 農道工事 [略]</p> <p>第4章 水路工事 [略]</p> <p>第5章 河川及び排水路工事 [略]</p> <p>第6章 管水路工事 [略]</p> <p>第1節 適用</p> <p>第2節 一般事項</p> <p>6-2-1 適用すべき諸基準</p> <p>担当者は、設計図書において特に定めない事項について、次の基準類によらなければならぬ。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員に確認を求めなければならない。</p>
<p>(1) ~ (6)</p> <p>(7) WSP 012-2006 (水道用塗覆装鋼管ジョイントコート)</p> <p>(8) WSP 009-2004 (水管橋外面塗覆装現場施工基準)</p> <p>(9) WSP 002-98 (水道用塗覆装鋼管現場包基準)</p> <p>(10) WSP 009-2002 (水道用塗覆装鋼管被覆鋼管)</p> <p>(11) WSP A-101-2005 (農業用プラスチック被覆鋼管チーノ付き直管の製作・施工方針)</p> <p>(12) WSP A-102-2005 (農業用プラスチック被覆鋼管チーノ付き直管の製作・施工方針)</p> <p>(13) FRM-G-1112-2006 (鋼製異形管) フィラメントワイピング成型管</p> <p>(14) FRM-G-2112-2006 (鋼製異形管) 遠心力成型管</p> <p>(15) JDP A 2 2010 (ダクタイル鉄管合成樹脂塗装)</p> <p>(16) JDP A W 04 (T形ダクタイル管接合要領書)</p> <p>(17) JDP A W 05 (K形ダクタイル管接合要領書)</p> <p>(18) JDP A W 06 (U形、U-Dダクタイル管接合要領書)</p> <p>(19) JDP A W 07 (フラジールダクタイル管接合要領書)</p>	<p>(1) ~ (6)</p> <p>(7) JWA K 135-1999 (水道用ジョイントコート)</p> <p>(8) JWA K 135-2000 (水道用液状エポキシ樹脂塗料塗装方法)</p> <p>(9) WSP 012-92 (水道用塗覆装鋼管ジョイントコート)</p> <p>(10) WSP 047-92 (水道用ブラスタチック被覆鋼管)</p> <p>(11) WSP 009-96 (水管橋外面塗覆装現場施工基準)</p> <p>(12) WSP 002-98 (水道用塗覆装鋼管現場包基準)</p> <p>(13) WSP 004-2002 (水道用塗覆装鋼管被覆鋼管)</p> <p>(14) WSP A-101-2005 (農業用プラスチック被覆鋼管チーノ付き直管の製作・施工方針)</p> <p>(15) WSP A-102-2005 (農業用プラスチック被覆鋼管チーノ付き直管の製作・施工方針)</p> <p>(16) FRM-G-112-2000 (ダクタイル鉄管合成樹脂塗装)</p> <p>(17) JDP A Z 2010 (T形ダクタイル管接合要領書)</p> <p>(18) JDP A W 04 (K形ダクタイル管接合要領書)</p> <p>(19) JDP A W 05 (R形ダクタイル管接合要領書)</p>

新旧対照表

現行

改正後

- (20) JIS A 5314 (ダクタイル鋳鉄管モルタルライニング)
- (21) JIS Z 3050 (パイプライン溶接部の非破壊試験方法)
- (22) JIS Z 3104 (鋼溶接継手の放射線透過試験方法)
- (23) JIS G 3443-1 (水輸送用塗覆装鋼管-第1部:直管)
- (24) JIS G 3443-2 (水輸送用塗覆装鋼管-第2部:異形管)
- (25) JIS G 3443-3 (水輸送用塗覆装鋼管-第3部:外面プラスチック被覆)
- (26) JIS G 3443-4 (水輸送用塗覆装鋼管-第4部:内面エポキシ樹脂塗装)

7-2-2 一般事項 [略]

第3節 土工 [略]

第5節 管体基礎工 [略]

第6節 管体工 [略]

6-6-3 ダクタイル鋳鉄管布設工

6-6-4 鋼管布設工

1. 工場製作 [略]

(1)~(2)

(3) 塗覆装 [略]

- 1) 内面塗装は液状エポキシ樹脂塗装とし、塗装方法はJIS G 3443-4による。塗装圧は0.5mm以上とする。
- 2) 外面の塗覆装は設計図書に示すものとするが、膜厚等の詳細仕様は、次表のとおりとする。

- (20) JDPA W 06 (U形、U-Dダクタイル管接合要領書)
- (21) JDPA W 07 (フランジ形ダクタイル管接合要領書)
- (22) JIS A 5314 (ダクタイル鋳鉄管モルタルライニング)
- (23) JIS Z 3050 (パイプライン溶接部の非破壊試験方法)
- (24) JIS Z 3104 (鋼溶接継手の放射線透過試験方法)

6-2-2 一般事項 [略]

第3節 土工 [略]

第5節 管体基礎工 [略]

第6節 管体工 [略]

6-6-3 ダクタイル鋳鉄管布設工

6-6-4 鋼管布設工

1. 工場製作 [略]

(1)~(2)

(3) 塗覆装 [略]

- 1) 内面塗装は液状エポキシ樹脂塗装とし、塗装方法はJWWA K 135-2000による。塗装圧は0.5mm以上とする。
- 2) 外面の塗覆装は設計図書に示すものとするが、膜厚等の詳細仕様は、次表のとおりとする。

管種	塗覆装仕様	厚さ
直管	プラスチック被覆 水輸送用塗覆装鋼管-第3部:外面プラスチック被覆 (JIS G 3443-3) 農業用プラスチック被覆鋼管 (WSP A-101-2005)	2.0mm 以上
チーバ 付き 直管	プラスチック被覆 水輸送用塗覆装鋼管-第3部:外面プラスチック被覆 (JIS G 3443-3)「 農業用プラスチック被覆鋼管 (WSP A-101-2005)」	2.0mm 以上
異形管	プラスチック被覆 水輸送用塗覆装鋼管-第3部:外面プラスチック被覆 (JIS G 3443-3) 農業用プラスチック被覆鋼管 (WSP A-101-2005)	2.0mm 以上

管種	塗覆装仕様	厚さ
直管	プラスチック被覆 水運用プラスチック被覆鋼管 (WSP 047-92) 農業用プラスチック被覆鋼管 (WSP A-101-2002)	2.0mm 以上
チーバ 付き 直管	プラスチック被覆 水運用プラスチック被覆鋼管 (WSP 047-92) 水運用プラスチック被覆鋼管 (WSP A-101-2002)	2.0mm 以上
異形管	プラスチック被覆 水運用プラスチック被覆鋼管 (WSP 047-92) 水運用プラスチック被覆鋼管 (WSP A-101-2002)	2.0mm 以上

新旧対照表

改正後	現行
<p>4) ~ 7) [略] 2. ~ 3. [略]</p>	<p>4) ~ 7) [略] 2. ~ 3. [略]</p>
<p>6-6-5 弁設置工 [略]</p>	<p>6-6-5 弁設置工 [略]</p>
<p>第7節 分水井工 [略]</p>	<p>第7節 分水井工 [略]</p>
<p>第19節 漏水試験及び通水試験 [略]</p>	<p>第19節 漏水試験及び通水試験 [略]</p>
<p>第7章 畑かん施設工事 [略]</p>	<p>第7章 畑かん施設工事 [略]</p>
<p>第14章 水利機械設備 [略]</p>	<p>第14章 水利機械設備 [略]</p>
<p>第1節 適用 [略]</p>	<p>第1節 適用 [略]</p>
<p>第2節 溶接</p>	<p>第2節 溶接</p>
<p>14-2-1 溶接 溶接は、茨城県農林水産部農地局の定める「機械・電気設備工事運用ガイドライン」の規程による。</p>	<p>14-2-1 溶接 溶接は、茨城県農林水産部農地局の定める「機械・電気設備工事技術基準」の規程による。</p>
<p>第3節 塗装</p>	<p>第3節 塗装</p>
<p>14-3-1 塗装 塗装は、茨城県農林水産部農地局の定める「機械・電気設備工事運用ガイドライン」の規程による。</p>	<p>14-3-1 塗装 塗装は、茨城県農林水産部農地局の定める「機械・電気設備工事技術基準」の規程による。</p>